

【小規模事業用電気工作物とは】

		太陽電池発電設備の保安規制の対応				風力発電設備の保安規制の対応							
		保安規制				保安規制							
出力等条件		事前規制 安全な設備の設置を担保する措置		事後規制 不適切事案等への対応措置		事前規制 安全な設備の設置を担保する措置		事後規制 不適切事案等への対応措置					
事業用電気工作物 ↑ 小規模事業用 電気工作物 【新設】 ↓ 一般用電気 工作物	2,000kW以上	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 【範囲拡大】	工事計画の届出 事前点検 自己確認 使用前	報告徴収	事故報告	立入検査	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 【範囲拡大】	工事計画の届出 事前点検 自己確認 使用前	報告徴収	事故報告	立入検査
	2,000kW未満 500kW以上												
	500kW未満 50kW以上	技術基準の適合	届出【新設】 基礎情報	【範囲拡大】	報告徴収	事故報告	立入検査	技術基準の適合	届出【新設】 基礎情報	【範囲拡大】	報告徴収	事故報告	立入検査
	50kW未満 10kW以上												
	10kW未満 小規模発電設備					事故報告は、10kW未満については除く	居住の用に供されているものも含める						

【出典】経済産業省資料に基づき作成

制度概要

令和5年3月20日より、小規模な太陽電池発電設備（10kW以上～50kW未満）と風力発電設備（20kW未満）が小規模事業用電気工作物に分類されます。また、2つの保安規制が義務化されます。

技術基準適合維持義務の対象が拡大

■ **技術基準適合維持義務**の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）も、技術基準適合維持義務の対象となります。

基礎情報届出が新設され義務化

■ **基礎情報届出**の制度が新設され、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）は基礎情報の届出が義務となります。

■ **既設の設備**（FIT認定を受けている設備は除く）についても2023年3月20日の施行から6ヶ月以内（9月19日まで）に届出が必要です。

■ 以下の既設の設備はFIT認定の有無にかかわらず届出を求められます。

- ① 基礎情報の項目に変更があった場合
- ② 小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合（廃止を含む）

届出事項 (例)	設備や設置者に係る基本的情報		保安体制に係る情報	
	設置者	設備		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者 ● 代表者名 ● 事業者の住所 ● 電話番号・メールアドレス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者名 ● 電気工作物の種類・出力規模 ● 電気工作物の所在地(住所) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安管理担当者名 (保守管理業務の委託先の情報含む) ● 点検頻度 	

使用前自己確認の対象が拡大され義務化

■**使用前自己確認の対象が拡大**され、新設する一部の事業用電気工作物（太陽電池：500~2000kW 未満、風力：20~500kW 未満）及び小規模事業用電気工作物（太陽電池：10~500kW 未満、風力：20kW 未満）も使用前自己確認が義務となります。

既設の設備は対象外ですが、既設設備に以下のような一定の変更の工事を行った場合（特に、パネルの増設等による構造面での変更）には、使用前自己確認結果の届出が求められます。

詳しくは以下の [特設サイト](#) をご確認ください。（画像をクリックすることで移動します）

小規模な太陽電池発電設備・風力発電設備をお持ちの皆様へ

2つの保安規制が**義務化**されます

小規模な太陽電池発電設備と風力発電設備が**小規模事業用電気工作物**に分類されます



太陽電池発電

10~50kW未満



風力発電

20kW未満

その他

■申請について

- ・本届出は**保安ネット**を使用して電子申請することができます。

■本制度に関するお問い合わせ

TEL：0570-045-660（9:00~17:00 平日のみ）